

高等学校必修家庭科の開設準備の実態と問題点

——近畿圏の男子生徒の比率が高い学校を対象として

加地 芳子・榊原 典子・中 仁士*・吉岡 幸司**

Conditions and Problems in Preparation for
Beginning Home Economics as a Compulsory Subject
in High School

— An investigation conducted in Boys' High Schools
Male-oriented High Schools in the Kinki District

Yoshiko KAJI · Noriko SAKAKIBARA · Hitoshi NAKA · Kooji YOSHIOKA

Received April 30, 1994

抄録：平成6年度より高等学校家庭科が男女必修で開設された。これまで家庭科を開設していなかった男子校、および女子に比べて男子の比率が大きい学校で、どのような家庭科教育が行なわれるかということは重要な問題である。我々は、必要に応じて今後これらの学校の家庭科教育を支援しなければならない。

本論文では、上記の学校における家庭科の開設準備の実態と問題点の整理を行なった。結果は、4単位開設する学校が多い。科目についてみると「生活一般」が最も多く選ばれているが、2単位を体育・職業専門科目等で代替するケースが半分ある。非常勤講師のみが担当したり、教育施設が不十分な状態でスタートしようとする私立学校が多い。家庭科は人間形成に関わる教科であることや社会変化に対応できる教科と認識しながらも、カリキュラム編成、授業時間を確保することのむつかしさや経済的負担の大きさを問題視する学校が多い。

牽引語：高校必修家庭科，開設準備，男子を主とする学校

Abstract: beginning in 1994, home economics is a required subject for all high school students. This paper describes conditions and problems encountered by all-male and male dominated schools in implementing this requirement.

More schools include home economics in *seikatsu-ippun* than in *katei-ippun* or *seikatsugijutsu*. Many schools give four credits for home economics, but half of them allow the substitution of subjects like physical education and vocational education for two of these credits.

*大阪府立花園高等学校

**京都教育大学聴講生

Moreover, many private schools lack sufficient equipment and depend on part-time instructors for all home economics classes. Schools recognize the importance of home economics in character formation, but progress in the establishment of their programs is being delayed by the high cost of equipment and difficulty in organizing curricula.

Key Words: home economics as a compulsory subject in high school, beginning preparation, boys' high schools, male-oriented high schools

I はじめに

高等学校家庭科は、女子への必修修が図られるなど、従来、女子のための教科としての印象が強かった。しかし、平成元年改訂の学習指導要領において男女必修修の方針が明示されたことは、女子差別撤廃条約の批准もさることながら、時代が男女のための家庭科を求めていることの現れである。家族の崩壊、家庭の教育機能低下、生活能力の低下などへの対応と共に、男女が協力して家庭生活を築いていくことや生活に必要な知識と技術を習得することが必要だという認識が強くなったことや、両性がそれぞれ相手の立場を尊重しつつ協力しあって、しなやかに生きることができる社会を創造するために、家庭科の参画が求められている結果でもある。しかも、女子の教科とされながらも、実際には昭和48年よりの京都府をはじめとして、各地における男女共学家庭科実践の実績があるからこそ可能になったともいえる。

これまで家庭科を実施したことのない男子校、共学校であっても女子生徒の比率が極端に低く小規模の家庭科施設しか整備されていない学校の、また修学状況が全日制課程（以下全日制と表記）だけでなく定時制課程（以下定時制と表記）や通信制課程（以下通信制と表記）、高等学校卒業資格が得られる高等専修学校（以下専門学校と表記）での対応がいかなされるのか、非常に不安要素が大きい。今まで家庭科とほとんど無関係であったこれらの大半の学校における家庭科履修の評価が、家庭科全体の評価に与える影響力は無視できない。また、我々家庭科教育関係者は、これらの学校の実態を十分把握できているとはいえない。

そこで、男子校・男子生徒数の多い学校の実態と問題点を把握して今後の支援のありかたを求める基礎資料としたい。

II 調査方法及び調査対象

(1) 調査方法

郵送によるアンケートを行なった。配票数は195票で回答校は132校、有効回収率は67.7%であった。各府県における回答校数は表1に示す通りである。調査期間は平成5年10月上旬から12月上旬までである。

(2) 調査対象

対象校は近畿圏の男子校および男子生徒数の多い高等学校、高等学校卒業資格が得られる高等専修学校、またその専門学校と技能連携¹⁾している近畿圏外の広域通信制高等学校195校である。

男子生徒数が多い高等学校については、男子生徒数が女子生徒数の2倍以上の割合の学校を調

査対象校とした。また専門学校については、必修家庭科が実施されても混乱が少ないと考えられる調理系専門学校および被服系専門学校を除いた学校を調査対象校とした。その詳細は表1、表2に示している。

表1 府県別アンケート回収状況

校

府 県	公私立	校 種 ・ 課 程				
		全日制	定時制	通信制	専門学校	合 計
大 阪	私 立	31	0	2	4	37
	公 立	13	10	0	0	23
京 都	私 立	7	0	0	0	7
	公 立	3	0	0	0	3
兵 庫	私 立	11	0	1	3	15
	公 立	8	17	0	0	25
奈 良	私 立	4	0	0	1	5
	公 立	3	0	0	0	3
滋 賀	私 立	1	0	0	0	1
	公 立	1	1	0	0	2
和歌山	私 立	2	0	0	0	2
	公 立	2	5	0	0	7
その他	私 立	0	0	1	0	1
	公 立	1	0	0	0	1
小 計	私 立	56	0	4	8	68
	公 立	31	33	0	0	64
合 計		87	33	4	8	132

表2 校種・課程別 家庭科実施状況

校 (%)

家庭科授業 実施状況	公私立	校 種 ・ 課 程				
		全日制	定時制	通信制	専門学校	合 計
未実施	私 立	44(86.3)	0	2(3.9)	5(9.8)	51(100)
	公 立	19(50)	19(50)	0	0	38(100)
	小 計	63(70.8)	19(21.3)	2(2.2)	5(5.6)	89(100)
実 施	私 立	11(73.3)	0	1(6.7)	3(20)	15(100)
	公 立	12(46.2)	14(53.8)	0	0	26(100)
	小 計	23(56.1)	14(34.1)	1(2.4)	3(7.3)	41(100)
不 明		1(50)	0	1(50)	0	2(100)
合 計		87(65.9)	33(25.0)	4(3.0)	8(6.1)	132(100)

以上のように、各校共に平成5年度まで「家庭科」の授業が実施されていない学校、若しくは数少ない女子生徒のみを対象に実施されていた学校等、「高等学校必修家庭科」が実施されるにあたり一からの出発に近い学校で、カリキュラム、施設や教員確保等かなり新しい問題をかかえることになる。

○ 専門学校について

平成4年の専門学校に学ぶ生徒数は、中卒者全体の1.6%である²⁾。これは定時制に進学した生徒数の割合1.4%³⁾を越えるもので、専門学校の後期中等教育機関としての役割が少しずつ大きく位置付けられてきているためである。このことは、1985年からの大学入学資格付与が認められたこととも大きく影響しているわけだが、企業における就職・賃金差別、大学における推薦入試での進学差別、高体連加入における差別等、各校に学ぶ生徒の不利益は著しいものであった。そのため多くの学校ではこれらの問題に対し、通信制高等学校と技能連携をおこない、「専門学校卒業資格」と共に「高等学校卒業資格」を与えることで対応してきた。

この通信制の添削指導やスクーリングは高等学校教員もおこなうが、専門学校教員で該当教科の有効教員免許状を修得している者が嘱託され指導を行なう場合が多い。

今回の必修家庭科では、「1条校でないので『産振法』の適用は受けられない」「生徒数減少期で経営的にも有効免許状を修得している者を雇用することが困難」等、高等学校以上のハンディーが専門学校には存在する。

以上のようなことから、専門学校を高等学校と同じ後期中等教育機関として、今回の調査対象に含んだ。

Ⅲ 結果および考察

(1) カリキュラムについて

1) 必修家庭科の開設予定年度

平成6年度からはじまる必修家庭科を開設する準備が進んでいるかどうかを尋ねたものが表3である。まず全体的に見ると、平成6年度より開設するつもり为学校が最も多く3分の2を占めており、残りの大半は平成7年度以降に開設を予定している。非常に僅かではあるが、開設の時期の予定が立たない学校や開設の予定がない学校も見られる。なお、開設しない1校については以下の統計の対象から除外する。これまでに家庭科の授業を実施していたかどうかの別でみると、実施中の学校の方が平成6年度スタートの比率が大きく、平成7年度以降に開設を予定している学校では未実施校の方が多くなっている。平成元年度の学習指導要領改訂の時点で必修家庭科を開設しなければならないことはわかりながら、施設・設備、カリキュラムの準備を家庭科教員不在のままで行なわなければならない家庭科授業未実施校での準備体制の遅れがうかがえる。また家庭科授業未実施校の中には、家庭科開設の目処の立たない学校があることも無視できない。なお家庭科授業実施状況に無回答の2校については、以下の表から除く。

2) 開設する科目

高等学校での家庭科には、普通教育としての家庭科と職業教育としての家庭科がある。後者は、家庭に関する学科における専門科目であるので、ここでは前者についてのみ検討することにする。

普通教育としての家庭科は、「家庭一般」のみを設けていたが、今回の改訂で、生徒の多様な能力・適性、興味・関心などに応じて履習できるように、「家庭一般」の他に「生活一般」およ

表3 必修家庭科開設予定年度

校(%)

家庭科授業 実施状況	公私立	平成6年度	平成7年度	未定	開設しない	N. A.	合計
未 実 施	私 立	40(76.9)	9(17.3)	0	1(1.9)	2(3.8)	52(100)
	公 立	12(32.4)	24(64.9)	1(2.7)	0	0	37(100)
	小 計	52(58.4)	33(37.1)	1(1.1)	1(1.1)	2(2.2)	89(100)
実 施 中	私 立	13(86.7)	0	0	0	2(13.3)	15(100)
	公 立	12(84.6)	4(15.4)	0	0	0	26(100)
	小 計	35(85.4)	4(9.8)	0	0	2(4.9)	41(100)
合 計		87(66.9)	37(28.5)	1(0.8)	1(0.8)	4(3.1)	130(100)

び「生活技術」を新たに設けて、これらの中から1科目をすべての生徒に選択履習させることになった。またこの内、「生活一般」を履習する場合は、後半の2単位については、施設・設備の整備や担当教員の確保など学校の実態からみてやむを得ない場合には、当分の間、「生活一般」と関係の深い技術や情報などに関する内容の科目又は「体育」の履習をもって代替できている。なお、この場合においても、できるだけ早く家庭科に関する教育を十分に行なうために条件整備に努めることが求められている。

表4 学科別開設科目

学科・コース(%)

学科 \ 科目	家庭一般	生活技術	生活一般	合計
普通科	20(20.0)	6(6.0)	74(74.0)	100(100)
職業科	31(36.5)	8(9.4)	46(54.1)	85(100)
合 計	51(27.6)	14(7.6)	120(64.9)	185(100)

そこで、開設予定科目を尋ねたものが表4である。複数科目を開設し、その中から生徒に必修選択させる学校は全く無く、総ての学校において、生徒は学校選択の1科目のみを履習する。普通科と商業科など職業に関する学科を併設していたり、例えば普通科の標準コースと特進コースなどのように、同一学科の中に複数コースを併設している学校においてさえも、複数の科目を開設する学校は2校のみで、これを除く総ての学校においては、1科目のみを開設して、学科・コースに応じて履修学年と単位数を変化させている程度である。このように生徒選択の余地はなく、教育の多様性の点で問題がある。対象校全体でみると「生活一般」を履習させる学科・コース⁴⁾が64.9%と最も多く、「家庭一般」「生活技術」の順に少なくなっている。学科別にみると、普通科では、特に「生活一般」が多く74%を占めているが、職業学科では「生活一般」の他に「家庭一般」もやや多くなっている。

表5 家庭科授業実施の有無別にみた開設科目

学科・コース (%)

家庭科授業 実施状況	公私立	家庭一般	生活技術	生活一般	合 計
未 実 施	私 立	6(7.1)	4(4.8)	74(88.1)	84(100)
	公 立	22(57.9)	3(7.9)	13(34.2)	38(100)
	小 計	28(23.0) (56.0)	7(5.7) (58.3)	87(71.3) (72.5)	122(100) (66.7)
実 施 中	私 立	9(27.3)	2(6.1)	22(66.7)	33(100)
	公 立	13(48.1)	3(11.1)	11(40.7)	27(100)
	小 計	22(36.7) (44.0)	5(8.3) (41.7)	33(55.0) (27.5)	60(100) (33.3)
合 計	私 立	15(12.8)	6(5.1)	94(82.1)	117(100)
	公 立	35(53.8)	6(9.2)	24(36.9)	65(100)
	小 計	50(27.5) (100)	12(6.6) (100)	120(65.9) (100)	182(100) (100)

開設科目を、公私立別と家庭科授業実施の有無別にみたのが表5である。私立では圧倒的に「生活一般」が多く82.1%であるが、公立では「家庭一般」53%、「生活一般」36.4%である。また家庭科実施経験の有無別にみると、私立では未実施校は「生活一般」が88.1%と多いが、実施中は「家庭一般」27.3%となり「生活一般」の比率がやや低下している。公立では実施経験の有無にかかわらず「家庭一般」を開講する学校が多い。校種・課程別に科目と単位数を整理したものが表6である。全日制・専門学校では「生活一般」が70%以上開設されるが、定時制では「家庭一般」が56.4%で「生活一般」を上回っている。

3) 履修単位数

次に単位数をみると、「家庭一般」の場合は90.2%が4単位履修させるが、「生活一般」・「生活技術」では4単位と2単位が約同数ずつになっている。基本的に、4単位履習が求められているにも関わらず、他教科で2単位代替することが認められている「生活一般」だけでなく、他の科目に対しても4単位未満の開設を予定している学校が4割弱みられる。これら4～2単位の家庭科を、具体的にどの学年で履習させるかを見たのが、表7である。4単位の場合、「家庭一般」では2・3学年で各2単位が、「生活一般」では1・2学年で各2単位が最も多い。3単位の場合は1学年にウエイトのかかった履習のしかたがみられる。2単位の場合は、単年度で履習させようとしているものが69.9%と多いことがわかる。1学年で履習するものが最も多い。

表6 校種・課程別にみた開設科目と単位数

学科・コース (%)

科 目	単位数	全日制	定時制	通信制	専門学校	合 計
家 庭 一 般	4単位	22 (88.0)	22 (100)	1 (50.0)	1 (50.0)	46 (90.2)
	3単位	1 (4.0)	0	0	0	1 (2.0)
	2単位	1 (4.0)	0	0	1 (50.0)	2 (3.9)
	不 明	1 (4.0)	0	1 (50.0)	0	2 (3.9)
	小 計	25 (100) (18.8)	22 (100) (61.1)	2 (100) (40.0)	2 (100) (18.2)	51 (100) (27.6)
生 活 技 術	4単位	4 (44.4)	3 (75.0)	0	0	7 (50.0)
	3単位	0	0	0	0	0
	2単位	5 (55.6)	1 (25.0)	0	1 (100)	7 (50.0)
	小 計	9 (100) (6.8)	4 (100) (11.1)	0 (0.0)	1 (100) (9.1)	14 (100) (7.6)
生 活 一 般	4単位	43 (43.4)	9 (90.0)	2 (66.7)	1 (12.5)	55 (45.8)
	3単位	3 (3.0)	1 (10.0)	0	0	4 (3.3)
	2単位	47 (47.5)	0	0	7 (87.5)	54 (45.0)
	不 明	6 (6.1)	0	1 (33.3)	0	7 (5.8)
	小 計	99 (100) (74.4)	10 (100) (27.8)	3 (100) (60.0)	8 (100) (72.7)	120 (100) (64.9)
合 計	4単位	69 (51.9)	34 (94.4)	3 (60.0)	2 (18.2)	108 (58.4)
	3単位	4 (3.0)	1 (2.8)	0	0	5 (2.7)
	2単位	53 (39.8)	1 (2.8)	0	9 (81.8)	63 (34.1)
	不 明	7 (5.3)	0	2 (40.0)	0	9 (4.9)
	小 計	133 (100) (100)	36 (100) (100)	5 (100) (100)	11 (100) (100)	185 (100) (100)

表7 開設科目別にみた履習学年毎の単位数

学科・コース (%)

総単 位数	履習年次 (単位)				家庭一般	生活技術	生活一般	合 計
	一学 年	二学 年	三学 年	四学 年				
4 単 位	0	2	2		26 (56.5)	5 (71.4)	13 (23.6)	44 (40.7)
	2	2	0		5 (10.9)	1 (14.3)	27 (49.1)	33 (30.6)
	4	0	0		1 (2.2)	0	4 (7.3)	5 (4.6)
	1	1	2		0	0	3 (5.5)	3 (2.8)
	2	0	2		0	0	1 (1.8)	1 (0.9)
	3	1	0		0	0	1 (1.8)	1 (0.9)
	0	0	2	2	9 (19.6)	1 (14.3)	5 (9.1)	15 (13.9)
	2	2	0	0	2 (4.3)	0	0	2 (1.9)
	0	2	2	0	1 (2.2)	0	1 (1.8)	2 (1.9)
	1	1	1	1	1 (2.2)	0	0	1 (0.9)
	0	0	4	0	1 (2.2)	0	0	1 (0.9)
	小 計				46 (100)	7 (100)	55 (100)	108 (100)
3 単 位	2	1	0		1 (100)	0	1 (25.0)	2 (40.0)
	2	0	1		0	0	1 (25.0)	1 (20.0)
	0	2	1		0	0	1 (25.0)	1 (20.0)
	0	0	0	3	0	0	1 (25.0)	1 (20.0)
		小 計			1 (100)	0	4 (100)	5 (100)
2 単 位	2	0	0		1 (50.0)	2 (28.6)	22 (40.7)	25 (39.7)
	1	1	0		0	3 (42.9)	12 (22.2)	15 (23.8)
	0	2	0		0	1 (14.3)	9 (16.7)	10 (15.9)
	0	0	2		0	0	8 (14.8)	8 (12.7)
	0	1	1		1 (50.0)	0	3 (5.6)	4 (6.3)
	0	0	2	0	0	1 (14.3)	0	1 (1.6)
	小 計				2 (100)	7 (100)	54 (100)	63 (100)
不 明				2	0	7	9	
合 計				51 (27.6)	14 (100)	120 (64.9)	185 (100)	

4) 科目選択の理由

3科目の内からそれぞれの科目を選ぶことにした理由を公立・私立別に示したのが表8である。私立で最も多かった「生活一般」の選択理由は、40.6%が4単位の内「2単位を他の教科で代替することができる」ことをあげている。つづいて「生活一般」の内容が「男子にも理解しやすい」ことや「生活者としての自立」のために有効であるから選んだとしている。公立校の場合は、「生活一般」の選択理由を「科目の内容」とするものが最も多く、代替可能な点をあげるものは18.2%と少ない。一方、公立では「科目の内容」を「家庭一般」の主たる選択理由にはしているものの、14%は「教育委員会の指導」と回答するなど、各校の判断以外の理由で科目の決定が行なわれている実態が出てきている。また学習指導要領では「生活一般」についてのみ当座2単位の代替を認めているにもかかわらず、「家庭一般」「生活技術」についても代替可能だと回答するなど、主旨が徹底していないことがうかがえる。

表8 開設科目の選択理由

		(複数回答) 学科・コース (%)		
		家庭一般	生活技術	生活一般
私立	内容が男子にも理解しやすい	3 (20.0)	2 (33.3)	25 (26.0)
	男子にも生活者の自立が必要	6 (40.0)	1 (16.7)	15 (15.6)
	技能や技術を身につける必要	1 (6.7)	2 (33.3)	6 (6.3)
	既存の実習施設の活用が可能	2 (13.3)	1 (16.7)	7 (7.3)
	代替可能 (2単位ですむ)	2 (13.3)	3 (50.0)	39 (40.6)
	専門科目との関係	0	0	1 (1.0)
	連携校の指導	1 (6.7)	0	0
公立	内容が男子にも理解しやすい	10 (28.6)	2 (33.3)	8 (33.3)
	男子にも生活者の自立が必要	19 (54.3)	1 (16.7)	7 (29.2)
	技能や技術を身につける必要	0	0	5 (20.8)
	既存の実習施設の活用が可能	5 (14.3)	2 (33.3)	1 (4.2)
	代替可能 (2単位ですむ)	0	3 (50.0)	6 (25.0)
	専門科目との関係	1 (2.9)	1 (16.7)	0
	講師確保のため	0	1 (16.7)	4 (16.7)
	教育委員会の指導	6 (17.1)	0	0

注) (%) は、各科目の開設を予定している学科・コース総数に対する百分率である。

5) 代替科目

「一部を他の科目で代替可能」ということが、科目の選択理由として最も注目されていた。具体的にどのような科目を代替科目と考えているかを示したものが表9である。普通科では圧倒的に「体育」が多く「情報」関係の科目が続いてあげられている。「数学」「社会」「理科」なども代替科目として考えられている。普通科以外の職業に関する学科では、「職業専門科目」や「情報関係の科目」が「体育」よりも多くあげられている。

表 9 代替科目

(複数回答)

		コース		
		普通科	職業科	合 計
数 学		3	0	3
社 会		2	0	2
理 科		2	0	2
体 育		42	7	49
情 報		13	11	24
職業科目		6	12	18
そ の 他		5	1	6
合 計		73	31	104

このように、4単位必修として家庭科が開設されることになったにもかかわらず、その一部を他の科目で代替することによって、家庭科の実質的履修単位数の縮小が試みられている。このことは、単に家庭科導入に対する消極的態度と批判的にだけみるのではなくて、全体的には学校週5日制のように、総授業時間数の減少傾向の中で、新たに4単位を新設しなければならないという矛盾に対する妥協策とみることができる。また、普通科を中心にエスカレートする受験戦争への対応、職業教育課程での専門性の強化など、各校の独自性追求の課題と外発的に生じた家庭科導入という二要素の調整策と捉えざるを得ない。

6) 必修家庭科の単位数確保の問題点

上述の状況を背景にして、家庭科のために単位数を確保する上での問題点を自由記述で尋ねたものを課程別に示したものが表10である。専門学校については、問題点の指摘がなかった。従来のカリキュラム枠の中に新しく家庭科を加えるために、減らす科目をどれにするかの決定のむづかしさを述べている。しかも、教育内容の充実を求めて普通科目や職業専門科目の時間数をより多く確保したい事情がある時、逆に家庭科のために時間数を減少しなければならない状況をどのように受け入れていくかの苦悩がみられる。また、家庭科導入を機会に全体的カリキュラムの見直しを行いながら検討したことの苦労をあげるものがある。知識偏重の教育体制を脱皮する方策の一つとして必修家庭科の履修を意味づける時、これを機会に、教育方針の再検討作業を行なった学校があったことは有意義であった。しかし、一方では、わずかではあるが、家庭科を必修にすること自体に疑問をもつものがいた。今回の家庭科導入は行政的に一方的に推進されたという印象をもつものがかなりあるため、今後の問題を残すのではないかとすることが不安要素として残る。これらの問題点を多少なりとも克服するために、現時点ではやや強引とみられている必修家庭科の導入の意味を、家庭科関係者以外の人々が正しく認識できるように、我々が努力を続けていくことが必要であろう。

表10 課程別にみた単位確保の問題点

	校 (%)			
	全日制	定時制	通信制	合 計
全体的カリキュラムの見直し	13 (15.1)	6 (18.2)	1 (25.0)	20 (15.3)
単位数減	14 (12.8)	5 (15.2)	0	19 (14.5)
専門科目減	15 (17.4)	2 (6.1)	1 (25.0)	18 (13.7)
普通科目減	20 (23.3)	6 (18.2)	1 (25.0)	27 (20.6)
学校5日制	4 (4.7)	1 (3.0)	0	5 (3.8)
家庭科必修化への疑問	2 (2.3)	1 (3.0)	0	3 (2.3)
教育委員会の指導	2 (2.3)	0	0	2 (1.5)
時間割編成	0	1 (3.0)	0	1 (0.8)
その他	3 (3.5)	3 (9.1)	1 (25.0)	7 (5.3)
特になし	2 (2.3)	4 (12.1)	1 (25.0)	7 (5.3)

注) (%) は各課程の合計校数に対する百分率である。

(2) 家庭科の教員確保

家庭科が必修科目として開設されるにあたり、教科指導の上で当然教科に関する免許を有した教員の配置が必要となってくる。しかし家庭科教員の新たな配置は、既存の教員構成や配置に少なからぬ変化をもたらし、これが家庭科設置に対する抵抗要因となって表れてくるのではないかと予想される。また生徒だけでなく教員も男性が多い今回の調査対象校にあつては、多くが女性である家庭科教員の受け入れには戸惑いがあるのではないかとと思われる。そこで男子生徒を主とする学校での家庭科教員像について尋ねてみた。

1) 家庭科教員の確保の状況

まず家庭科教員の確保についてその状況（予定を含む）を聞いたところ、表11のような回答結果が得られた。教員をすでに確保したところは今回調査した対象校の17.6%で、確保する予定のところが51.1%、未定のところが31.3%となっている。調査時点ではまだ家庭科教員の確保は進んでいないといえる。私立・公立別に見ると、公立の方が確保したところが6.3%と少なく、確保する予定や未定がほとんどとなっている。これは、公立学校の教員配置が所轄の教育委員会によって行われ、当該校だけの意向で決定できないことが背景にあるためと考えられる。

表11 教員確保

	校 (%)			
公私立	確保した	確保の予定	未 定	合 計
私 立	19(28.4)	37(55.2)	11(16.4)	67(51.1)
公 立	4(6.3)	30(46.9)	30(46.9)	64(48.9)
合 計	23(17.6)	67(51.1)	41(31.3)	131(100)

教員を確保した、または確保する予定のところに、教員確保の方法について尋ねたところ、表12のような回答が得られた。多いものからみると、非常勤講師で補う（つもりである）が65.6%、新規で採用する（つもりである）32.2%、以下、数%と回答は少なかったが、他教科教員が臨時免許等で教える8校、他教科教員が通信教育等で家庭科免許をとった（とっている）6校、系列校・連携校等の教員にお願いする（つもりである）5校、その他7校などとなっている。多くの学校が非常勤講師で男子の家庭科必修に対応しようとしていることがわかる。すでに家庭科を実施している学校では新規に採用する（つもりである）より非常勤講師で補う（つもりである）ところが多くなっている。これに対し、まだ家庭科履修を実施していない学校のうち、公立では新規で採用する（つもりである）と非常勤講師で補う（つもりである）ところが同数である一方、私立では非常勤講師で補う（つもりである）学校の方が多くなっている。家庭科教員配置に関しては公立より私立の方が非常勤講師を中心にした対応を考えていることが明らかとなった。また家庭科教員数については表13のような結果が得られた。学校規模や家庭科の設置単位にもよるが、非常勤講師1名で対応する学校が約半数で、また専任教員をおく場合でも専任教員1名もしくは、さらに非常勤講師を1名補充する学校が多くなっている。

表12 教員確保の方法

(複数回答)
校 (%)

公私立	家庭科授業実施状況	新規で採用する	他教科教員が通信教育等で免許をとる	他教科教員が臨時免許等で教える	系列校、連携校等の教員に依頼	非常勤講師で補う	その他
私立	未実施	12(29.3)	3(7.3)	3(7.3)	3(7.3)	28(68.3)	3(7.3)
	実施中	5(35.7)	2(14.3)	3(21.4)	0(0.0)	11(78.6)	0(0.0)
公立	未実施	7(43.8)	0(0.0)	0(0.0)	1(6.3)	7(43.8)	1(6.3)
	実施中	5(27.8)	1(5.6)	2(11.1)	1(5.6)	13(72.2)	3(16.7)
合計		29(32.2)	6(6.7)	8(8.9)	5(5.6)	59(65.6)	7(7.8)

注) 私立・公立欄の(%)は実施状況別総数に対する百分率である

表13 家庭科教員数

公私立	家庭科授業実施状況	専任のみ		専任と常勤	専任と非常勤	非常勤のみ		N. A.
		1名	2名	各1名	各1名	1名	2名	
私立	未実施	5	1		2	9	1	23
	実施中	1			2	3	1	7
公立	未実施	2	1		3	3		7
	実施中	1		1	3	7	1	5
合計		9	2	1	10	22	3	42

2) 家庭科教員像

次に、男子を主とする学校における家庭科教員像についてすべての学校に尋ね、性別、年齢、指導経験についての結果をそれぞれ表14、表15、表16に示した。まず性別は、家庭科教師の性別には特にこだわらないとする学校が75.2%と多くを占めていた。ただ私立の家庭科未実施校に男性教員を望む意見が21.6%と他群に比べやや多く見られた。これらの学校では、生徒指導上、女性教員に不安を抱いていると考えられる。年齢についても、特にこだわらないとする学校が76.7%と多いが、特に年代を明記した回答では30歳代を中心とした教科指導の実戦力となる年齢層を望んでいた。家庭科の指導経験については、有るのが望ましいとする意見が多数を占めて78.3%に上り、その傾向は私立（71.2%）より公立（85.7%）の方に強く見られた。以上の結果から、男子生徒を中心としたこれらの学校において期待されている家庭科教員像をまとめると、性別、年齢には特にこだわらず、これから始まる男子への家庭科指導を豊かな経験で魅力的に展開できる教員ということができる。現在高等学校の家庭免許を有している教員は圧倒的に女性が多いが、生徒の男女必修が実現した今、教員側も性別に関係なく指導できる体制、すなわち男性教員の育成や男子生徒にも受け入れられる指導内容の見直し等が早急に望まれるところである。

表14 家庭科教員の性別

		校 (%)				
公私立	家庭科授業 実施状況	男 性	女 性	こだわらない	N. A.	合 計
私 立	未実施	11(21.6)	2(3.9)	35(68.6)	3(5.9)	51(39.5)
	実施中	1(6.7)	0(0.0)	12(80.0)	2(13.3)	15(11.6)
公 立	未実施	3(8.1)	2(5.4)	30(81.1)	2(5.4)	37(28.8)
	実施中	1(3.8)	4(15.4)	20(76.9)	1(3.8)	26(20.2)
合 計		16(12.4)	8(6.2)	97(75.2)	8(6.2)	129(100)

表15 家庭科教員の年齢

		校 (%)					
公私立		20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	年齢不問	N. A.
私 立		2(3.0)	3(4.5)	2(3.0)	0(0.0)	51(77.3)	8(12.1)
公 立		1(1.6)	9(14.3)	3(4.8)	1(1.6)	48(76.2)	1(1.6)
合 計		3(2.3)	12(9.3)	5(3.9)	1(0.8)	99(76.7)	9(7.0)

表16 指導経験の有無

		校 (%)				
公私立	家庭科授業 実施状況	有 り	無 し	その他	N. A.	合 計
私 立	未実施	37(72.5)	5(9.8)	3(5.9)	6(11.8)	51(39.5)
	実施中	10(66.7)	0(0.0)	0(0.0)	5(33.3)	15(11.6)
公 立	未実施	32(86.5)	2(5.4)	1(2.7)	2(5.4)	37(28.7)
	実施中	22(84.6)	1(3.8)	1(3.8)	2(7.6)	26(20.2)
合 計		101(78.3)	8(6.2)	5(3.9)	15(11.6)	129(100)

(3) 家庭科教育施設

家庭科では総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当することとなっている⁵⁾。一方、生徒においても実験・実習を中心とした実践的活動による家庭科学習に興味・関心を示すことは多くの教育実践から明らかにされている。この実験・実習の指導に当たっては家庭科教育施設が不可欠といえるが、その設置にはスペースと予算が絡むことでもあり、設置には困難が予想される。そこで家庭科教育施設についてたずねた結果を次に見てみる。

1) 設置状況

設置状況は表17のとおりである。既に設置した学校は32.6%、今年度中に設置予定のところ8.5%、来年度以降に設置予定の学校33.3%、設置しない学校7.8%、未定17.8%となっており、全体の4分の3程度の学校が設置する意向を持っている（設置済みも含む）。なお家庭科授業を現在実施中のところは既に設置した割合が高くなっている。私立と公立で比較すると、公立では設置しないところはなく、また未定のところも少なく、いずれ設置される方向で検討されている。一方私立では設置しない方針が決まっているところや未定のところが比較的高くなっている。家庭科の特徴である実践的な学習展開がなされるか懸念されるところである。

表17 家庭科教育施設の設置

		校 (%)					
公私立	家庭科授業 実施状況	既に設置	今年度中	来年度以降	設置しない	未 定	合 計
私 立	未実施	8(15.7)	4(7.8)	14(27.5)	8(15.7)	17(33.3)	51(39.5)
	実施中	10(66.7)	0(0.0)	2(13.3)	2(13.3)	1(6.7)	15(11.6)
公 立	未実施	7(18.9)	6(16.2)	20(54.1)	0(0.0)	4(10.8)	37(28.7)
	実施中	17(65.4)	1(3.8)	7(26.9)	0(0.0)	1(3.8)	26(20.2)
合 計		42(32.6)	11(8.5)	43(33.3)	10(7.8)	23(17.8)	129(100)

そこで設置しないと答えた学校に、その理由を複数回答で聞いたところ表18のような回答が得られた。設置するためのスペースが確保できない5校、実習教室設置には費用がかかる3校は当然予想される回答である。他の女子高や専門学校の実習校を借りる1校は利用・管理上に困難は予想されるが、家庭科の教科目標に沿って実験・実習を取り入れた授業をしようという姿勢がうかがえる。しかし理科室・パソコン教室などを併用利用する7校、普通教室で十分だ1校などは家庭科の教科目標にそくした学習指導が行われるか疑問である。早急な解決は困難かもしれないが、家庭科の目標としている実践的な態度を育成するためには、学習環境の整備に配慮がほしいところであり、また私立学校に対する財政的支援の必要性が明らかにされたといえよう。また現実的な対応として教育施設の共同利用の方策やホームプロジェクトなど実践学習を組み込んだ指導方法などを検討し、指導者が互いに情報交換できる体制作りが必要といえる。

表18 家庭科教育施設を設置しない理由

(複数回答)
校

公私立	家庭科授業 実施状況	設置するた めのスペースが 確保できない から	実習教室設置 には費用がか かるから	他の女子高や 専門学校の実 習教室を借り るから	理科室、パソ コン教室等を 併用利用する	普通教室で充 分だから
私 立	未実施 実施中	3 2	3	1	5 2	1
合 計		5	3	1	7	1

2) 設置方法と設置予定の施設

次に、設置しない意向を固めている学校を除いて、以下に続く設問をしてみた。まず設置の方法の結果を表19に示す。普通教室・特別教室を改造した19.7%が最も多く、ついで新施設を設置したが17.1%と続いている。その他には昼間校の施設を利用すると答えた定時制高校が9校含まれている。新施設の設置は公立に多く、普通教室・特別教室をそのまま利用するや理科室・パソコン教室など特別教室を併用する等は私立で多くなっている。前項の家庭科教育施設を設置しない理由で見られた結果と同様、設置を予定している私立においても設置の苦慮が表われている。これをカリキュラムの進行状況別に見てみたものが表20である。既に家庭科授業を実施中の学校も含め平成6年度開設のところは新施設の設置が比較的少なく、普通教室・特別教室をそのまま利用する割合の方が多くなっている。一方、平成7年度以降スタートするところは施設の整備に時間的余裕があるためか、新施設の設置を予定しているところが増え、既存の教室をそのまま利用するが少なくなっている。このように教育施設の整備状況は家庭科開設時期に影響を及ぼしている。また生徒数減の状況を迎え、空き教室の改造で対応していくところも少なくない。家庭科履修の進行に伴い、これら家庭科教育施設が整備・充実していくことが望まれる。

表19 家庭科教育施設の設置方法

(複数回答)
校 (%)

公私立	家庭科授業 実施状況	新実習教室 を設置	普通教室、 特別教室 を改造	普通教室、 特別教室 をそのま ま利用	理科室、 パソコン 教室など と併用	その他	N. A.
私 立	未実施 実施中	4(9.5) 1(7.7)	8(19.0) 1(7.7)	7(16.7) 2(15.4)	5(11.9) 2(15.4)	5(11.9) 0(0.0)	19(45.2) 5(38.5)
公 立	未実施 実施中	11(30.6) 4(15.4)	9(25.0) 5(19.2)	1(2.8) 1(3.8)	0(0.0) 0(0.0)	4(11.1) 5(19.2)	15(41.7) 12(46.2)
合 計		20(17.1)	23(19.7)	11(9.4)	7(6.0)	14(12.0)	51(43.6)

注) 私立・公立欄の(%)は回答該当校総数に対する百分率である

表20 カリキュラムの進行状況別にみた家庭科教育施設の設置方法

(複数回答)

校 (%)

カリキュラム の進行状況	新実習教室 を設置	普通教室、 特別教室を 改造	普通教室、 特別教室を そのまま利 用	理科室、パ ソコン教室 などと併用	その他	N. A.
平成6年 度開設 (既設も 含む)	10(12.0)	14(16.9)	9(10.8)	4(4.8)	10(12.0)	36(43.4)
平成7年 度以降 開設	10(25.0)	8(20.0)	2(5.0)	3(7.5)	3(7.5)	14(35.0)
その他	0(0.0)	1(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	1(33.3)	1(33.3)
合 計	20(15.9)	23(18.3)	11(8.7)	7(5.6)	14(11.1)	51(40.5)

注) カリキュラム進行状況欄の (%) は回答該当校総数に対する百分率である

次に設置する家庭科教育施設を表21に示す。高等学校の家庭科施設基準によると家庭一般・生活技術・生活一般を4単位設置する際の基準施設として家庭総合実習室・被服実習室・食物実習室が示されている⁶⁾が、今回の調査ではこのうち調理実習室を希望する学校が多かった(51.3%)。ついで家庭科準備室40.2%，被服実習室38.5%，総合実習室20.5%と続いている。まだ家庭科授業を実施していない私立の学校は他の対象群に比べ、本来家庭科の実験・実習に利用される調理実習室や被服実習室よりも、パソコン教室やその他の施設の設置割合が多くなっている。これらの結果から生活技術や生活一般に取り上げられている情報処理や設計・製図・工作等の実験・実習が予定されていることが推察でき、家庭生活全般にわたり学習する家庭科の目標からするとその内容の偏りに問題があるといえる。

表21 新たに準備する家庭科教育施設

(複数回答)

校 (%)

公私立	家庭科授業 実施状況	家庭科 準備室	総合実習室	調理実習室	被服実習室	パソコン 教室	その他	N. A.
私 立	未実施	9(21.4)	5(11.9)	9(21.4)	3(7.1)	9(21.4)	11(26.2)	8(19.0)
	実施中	4(30.8)	2(15.4)	8(61.5)	5(38.5)	1(7.7)	2(15.4)	1(7.7)
公 立	未実施	23(63.9)	11(30.6)	27(75.0)	27(75.0)	1(2.8)	2(5.6)	4(11.1)
	実施中	11(42.3)	6(23.1)	16(61.5)	10(38.5)	3(11.5)	2(7.7)	5(19.2)
合 計		47(40.2)	24(20.5)	60(51.3)	45(38.5)	14(12.0)	17(14.5)	18(15.4)

注) 私立・公立欄の (%) は実施状況別総数に対する百分率である

最後にこれら施設の設置にあたり、産業教育振興法⁷⁾の適用など助成を受ける方法を知っているか尋ねた。公立では教育委員会が助成手続きを行うため、私立の結果のみ見てみると、知っているので利用する(するつもり)25校(44.6%),知っているが利用していない(しないつもり)15校(26.8%),知らない5校(8.9%),その他3校(5.4%),N.A.8校(14.3%)となっている。上で述べてきたように私立は公立に比べ家庭科の教育施設設置に困難な状況が多く、設置に対しても消極的になっている面がうかがえる。教育施設の不備は実践的な活動を伴う家庭科の実施に困難な状況をもたらすと考えられるので、財政的援助の方法を周知させるとともに、必修教科として位置づけられた家庭科の定着をはかるためにも、全ての高等学校・高等専修学校の家庭科教育施設の充実の道が開かれることを強く希望する。

(4) 各校に於ける男子生徒「家庭科」履修への認識

1) 家庭科設置の主たる計画者

平成元年改訂の学習指導要領において、男女高校生に4単位必修で家庭科を履修させることが規定された。このことの実現に向けて各学校で家庭科開設の計画がスタートしたが、校内のどのような立場の者がこの計画の推進役になって進められたのかを尋ねたのが表22である。

表22 公私立別の家庭科設置に関する主たる計画者

(複数回答)

校 (%)

公私立	校 長	教 頭	理 事 長	教務部長 教務主任	家庭科準備 設置委員長	そ の 他
私 立	23	19	3	27	3	11
公 立	16	23	—	29	1	14
合 計	39	42	3	56	4	25

家庭科設置の主たる計画者は、公立私立を問わず「教務部長若しくは教務主任」が多い。継いで「教頭」「校長」であるが、公立私立で主たる計画者の順序が違う。以上のことから管理職が設置の主たる計画者である割合が高いといえる。今回の設置準備計画チームに大半の学校では、家庭科教員が教科の専門的立場から参加することが出来ないという問題点を含んでいる。直接指導に当たる家庭科専任教員なら教材、施設等準備に素早く対応できるが、家庭科の指導経験がないであろう管理職が計画しているとすれば、困難点が多いことが予測される。

そのため「家庭科施設の建設が平成6年度以降」と「未定」の学校が半数近くあり(表17)、私立の場合、「産振法の利用」を見送る学校が私学全体の3割近くにのぼる等、かなり混乱している。このことが次項目で述べる「男子家庭科履修の短所」へと連動することになり必修家庭科への消極的な姿勢として表われることになる。家庭科専任教員が早期に確保され、この教員が計画の一員として管理職や学校全体の教職員と協力して「家庭科」や「新課程」の計画に取り組んでいれば、家庭科導入に対するマイナスイメージを若干なりとも弱めることが出来たであろう。監督省庁の各校への指導方法に一層の配慮が必要であったと思われる。

2) 男子家庭科履修の長所

男子生徒が家庭科を履修することの長所をどのようにとらえているかについて、自由記述されたものを整理した。その結果多くの学校が、「人間形成に関わる教科」「社会変化に対応できる教科」として家庭科を評価している。これは、『高等学校学習指導要領解説 家庭編』（平成元年文部省）に示された教科の目標を多くの学校が理解し、家庭科の必要性を感じ評価しているように考えられる。次に主な意見について考察した。

(ア) 人権教育・社会変化に対応できる教科として家庭科を評価する視点

①「家庭における技術を身につけ、女性のみの仕事としない認識が深まることは必要なことである」（大阪 公立 A 校）。②「男性社会への女性参入化。又、働く女性の急激な一般化は一時的なものでなく恒常的なものと考えられるので、男女が家庭を共有し、相互援助すべきものとなっている。その為、男子も家庭について十分な知識を持つべき時が到来している」（兵庫 私立 B 校）。③「男女相互のあり方を理解し、男女差別をなくす人権教育の一助になれば…」（大阪 私立 C 校）。④「生徒に私達の社会は男女平等で成り立っていること、それを抜きにしては生活があり得ないことを教えることができる」（兵庫 私立 D 校）。⑤「現在の社会的な状況を考えますと生活者として男子も家庭生活をやっていく上で基礎的なことを学ばせることは肝要と思います。私も共働きをしていたので配偶者の負担を軽くすべく家事は大部やっておりました」（兵庫 公立 E 校）。⑥「社会の急激な変化により、生活面で生活水準の上昇、自由時間の増大、余暇活動の活発化などによりライフスタイルの個性化や生きがいの価値感の多様化、高齢化社会、女性の地位向上による社会進出が活発になり、男女が協力し、家庭生活を営むためには、家庭における分業、協業をすることを考えなくてはならない」（大阪 公立 F 校）。以上が代表的な意見である。戦後50年、日本国憲法に「男女平等」が記されたにも関わらず、社会や家庭において女子への差別が続いてきた。しかし今日の社会では女子差別撤廃条約の批准等、女性を取り巻く環境が少しずつ改善されてきている。だが、残念ながら家庭における女性の地位にはあまり大きな変化がないようである。このような状況の中で、今日女性が社会進出することに、戦後の民主主義の中で育ってきた多くの教員が理解を示していると同時に、家庭の中で男女が共生する関係を確立するという視点から自分の生活を振り返ることで家庭科の必要性を感じているようである。また家庭科を各自の自己実現を可能にする教科としてとらえている。

(イ) 生活と密着していく教科として家庭科を評価する視点

①「家庭内での日々の生活が、どのように行なわれ処理されているかを理解し、その方法を修得することは男女を問わず必要であると思う」（大阪 私立 G 校）。②「高校卒業後、大半の生徒が就職する。そして多くの生徒は単身で生活する様になるので、家庭科教育を受け、少しでも自分の食生活等に気を配ることができる様になれば…」（兵庫 公立 H 校）。③「工業高校であるため、卒業後すぐ就職の生徒がほとんどである、自活のために必要」（兵庫 公立 I 校）。以上が代表的な意見である。今日の高校生は過保護な生活の中で育ってきているだけに、社会に巣立っていく上で自活できるか否か教員の不安は大きい。自活できず「出社拒否」「体調を壊し入院、退社」等、アイデンティティー確立が不十分なため、青年期の危機に差し迫った卒業生の再訪に、現場の教員が問題意識を持っているのではないか。これまでにも教科教育の中でこのような自活を取り上げる教科の要求はあったものの、実践的に取り組ませる教科としての家庭科を男子も学ぶ場がなく、日々の生徒指導の中でのみ行なわれていただけに、家庭科に対する現場の期待は高いようである。

3) 男子家庭科履修の短所

長所と同様に、男子生徒が家庭科を学ぶことの短所についてどのように考えているかについて、自由記述されたものを整理した。その結果として教科内容に対する不満は少なかった。しかし「我が国の普通教育は、公立校と私立校が互いにその特色を生かして切磋琢磨することにより発展してきたと思う。全国的な教育水準を維持するため行政府が教育内容の大綱を示すことの必要性は認められないではないが、それが詳細であったり、強すぎる『指導』がなされたりすると私立校延いては我が国の普通教育界の活力を低下させることになりはしないだろうか(奈良私立J校)」, というような行政に対する不満の形を取りながら、教育の活力を削ぐものとして家庭科の短所が述べられているもの等、家庭科が持つ問題点として指摘されたものを4つの立場に分け考察する。

(ア) 教科内容に対する短所

①「各教科にまたがっているので、もっと焦点をおくべき」(大阪 私立K校)。②「女子だけの場合とちがい、被服実習などの内容を考察する必要がある」(和歌山 公立L校)。③「レポート学習が中心になるが、少ないスクーリング時間数でとり上げられる内容が限られてしまう為、各單元ごとに実習ができない」(和歌山 私立M校)。以上が代表的な意見である。

①については、公民科等と内容的に重なる部分が確かにある。これは、『高等学校学習指導要領解説 家庭編』(平成元年 文部省)に「公民科との関連を図る必要がある」³⁾と文部省も認めるものの、「家庭生活及び関連する職業に必要な能力と主体的、実践的な態度を育てる」⁴⁾と教科の目標に示される通り家庭科では「実践的な態度」を問題としている。このねらいを一層明確にするために「ホームプロジェクト」を含む工夫がされていることなど、一層家庭科の独自性に対する理解を深めるよう働きかける必要がある。

②については、家庭科教員や関連学会でもいろいろ議論されているところであるが、生徒の反応を確かめながら今後更に検討していく必要があろう。

③については、「原則として5/10以上を実験・実習に配当すること」とある。これは先に述べた「実践的な態度」と関係しているわけだが、通信制の場合、直接生徒と顔を合わせるのは、年数回のスクーリングだけであり、実験・実習はかなり困難である。通信制だけの問題としてでなく、今後検討する必要がある。

教科内容については、これからも様々な問題点が指摘されようが、現場の教員や生徒からの意見を率直にとらえ、21世紀に生きる我々の「自己実現」と「共生」を可能にする為の「実践性」を育てる家庭科を創造していく必要がある。

(イ) 行政に対する不満が家庭科の短所として形を変えているもの

A) 普通科目へのしわ寄せ(受験体制への対応)

①「大学入試制度を現行のままにして高等学校側のみ改革を進めても無理があると思う」(大阪 私立N校)。②「一律に教育課程にくみこむことで、従来の高校としての質を維持できるか。また一方で受験体制と呼ばれる猛烈な競争があつてそれとの融和をはかれるかの疑念がある」(大阪 公立O校)。③「本校生徒の98%以上が進学希望者であり受験科目の単位数が不足し、進学への影響が心配である」(大阪 私立P校)。④「新学習指導要領では全般的に国公立受験コースに対し強い圧迫感がある」(兵庫 私立Q校)。⑤「基礎教科の単位減のため学力低下するのではないか」(和歌山 公立R校)。以上が代表的な意見である。

この種の短所は、公立よりも私立の回答率が高かった。この理由として、私立の学校存続を賭けた学校間の競争が考えられる。15歳人口が減少する中、私立は一部の有名校を除き、生徒募集

にかなり苦勞している。そのため、「大学進学率を高める」「スポーツ校として有名企業や大学とパイプをつなぐ」ということで生徒募集の広報活動を行なっている⁸⁾。その中に新しく家庭科が導入されると、カリキュラムを根本的に見直し他教科の時間数を減じる必要性が生じてくる。受験科目に多くの時間を費やし、受験に直接関係ない科目は最低限の時間数に抑えている現状に家庭科が導入されると、受験科目の時間数を減じることでしかカリキュラムが作成できない。このことへの危機感である。生徒減少期に公立私立を問わず、対受験体制にしばられすぎず、もっと自由な発想に基づいて真剣に新しい教育の在り方を模索していかなければこの問題は解決しないであろう。

B) 専門教科へのしわ寄せ

- ①「専門教科の減で職業資格の取得が放課後などに指導が行なわれる」(大阪 公立F校)。
②「職業資格認定のため単位数の削減が困難である」(奈良 公立S校)。
③「実業高校において専門科目の単位数減に影響し、学校学科の特色がなくなる傾向を助長した」(大阪 公立T校)
以上が代表的な意見である。

この種の短所は、私立よりも公立が回答する割合が高かった。この理由として考えられることは、職業資格認定のための単位数削減にある。職業高校の場合「資格社会」を念頭に入れ、進路指導を有利に展開させるために、在学中数多くの職業資格を生徒に取得させる指導を行なっている。そのため普通教科は最低限の履修に留まり、職業関連科目を多く履修させ資格試験に備えさせる。この職業関連科目に直接関係ない科目を最低限の時間数に抑えている中に家庭科が導入されると、職業関連科目の時間数を減じることでしかカリキュラムが作成できない危機感である。

C) 学校5日制との関係

「学校5日制の実施を目前にして新しく家庭科が必修ということで全体に余裕がなくなってしまう、週当たりの授業時間数が現行より増加してしまい5日制実施がより困難になった」(大阪私立U校)。が代表的な意見である。

公立私立を問わず、現行総授業時数を変更せず、現在の総授業時間数範囲でカリキュラムを作成すると、非常に無理がある。そのために早くから新課程についての対応が必要であったのだが、先述したように現場で十分に認識されていなかった点が問題である。今回の改訂時にはそこをしっかりと監督省庁は認識した上で各校にはたらきかける必要があるのではないか。

D) 教員確保(現教員の過重負担)

①「教師の定員は総枠で決められているため、工業の教師を減らす必要が生じた。新指導要領の主旨に従って、多様な選択科目を用意したことを含め、工業の教員の授業時間数が大巾に増加した」(兵庫 公立V校)。
②「定時制に講師が来れるかどうか心配である。女の先生にとって夜忙しい時間帯、…一般的に定時制はやりにくいという印象がある」(兵庫 公立W校)。以上が代表的な意見である。

①は教育の多様化を目指して選択科目を多くしたがために、現教員の負担が増大した点は注目すべきである。日々の生徒指導や課外活動指導で苦勞が多い教員の負担が増大することは、一層生徒への指導が不十分になる可能性がある。このことで、不登校や中途退学への指導が一層遅れるならば大きな問題になるのではないか。

また②は、社会全体が定時制生徒に持つ「差別性」と、定時制教員の生徒指導の取り組みの苦勞を的確に表現している。生徒も教員も精一杯学校生活に取り組んでいるのに、社会全体の定時制への評価のために教育を受ける権利が保障されないとすれば問題である。同時に、学校は生徒

指導の在り方（保護者との連携、地域との連携）を考える必要があろう。

両者を考えた場合、家庭科という面からだけでなく生徒指導という観点からも包括的に考察し、次回の改訂に備える必要があろう。

4) その他家庭科に対する意見

多くは3項で述べた短所が、繰り返し解答なされていた。ここでは、長所・短所で紹介出来なかった意見を考察したい。

①「日進月歩の昨今、導入機器が数年にして旧式化してしまうのでは」（京都 私立X校）②「男性教員が増えてもいいですね」（和歌山 公立Y校）。③「…男子生徒にとって『なぜ家庭科を勉強しないといけないのか?』という内容の質問が…。男子生徒の意識にどうはたらきかけるかが、大切であろう…」(兵庫 公立Z校) などがあつた。

①については、今回の改訂を機にコンピュータ等を導入する学校の率直な意見であろう。1台当たり10万円単位の機器を購入することは、かなりの予算を必要とする。それが1年後にはその性能を上回る機器が販売されるのだから、各校共に購入をためらうことが予想される。ただ多くの専門学校の場合、リースで揃える可能性が高い。そのような方法があることを監督省庁は示し、学校とメーカーが話し合い、教育予算の有効な活用をはかることを求めたい。

②については、少しずつ男性教員が増えているものの、家政系大学が女子大学に多いため男性が入学することが非常に困難なのが実情である。愛知県や東京都のような認定講習会のみで対応するような教育委員会もあるが、短期間の詰め込み講習の中で家政の幅広い面白さを発見する余裕がもてるか正直疑問である。また、家政の面白さを理解した男子生徒が進学する場合でも、大学選択の幅は非常に狭い。このことから、家政系女子大学の今後の対応が期待される。

③については、今回の改訂で一番重要な点である。おそらくこの働きかけに失敗すると、現場では授業は成立しないだろう。それだけでなく、家庭科が以前のような女子の教科に後戻りする可能性がある。男子生徒が家庭科の面白さと必要性を理解し、日々の生活での実践を積むことができれば、学校や家庭での家庭科の評価も変化するであろう。必修家庭科の成功の鍵はこの辺に大きなポイントがあるといえよ。

最後に、アンケートに御回答下さいました各校に、感謝申し上げます。尚、本アンケートは無記名で依頼したものであるが、回答者の86.4%の学校から、集計結果の報告を求められ、この問題に対する関心の深さを再認識させられたことを付記しておく。

(註および引用文献)

- 1) 学校教育法第45条の2, 学校教育法施行令第33条に示されている。『新教育学事典』（細谷俊夫編 第一法規出版 平成2年）には、「職業・技能に関する教科の学習を、高校の定時制・通信制の課程の職業教科と連携させて、教科の単位履修とみなす」（P133）ものとある。
- 2) 財団法人専修学校教育振興会編 『平成5年版 全国専修学校総覧』 平成4年 P38-39
- 3) 文部省 『文部統計要覧』 平成5年 P55
- 4) 以下、履習科目名と単位数については、「学校数」ではなく、「学科・コース数」で計上することにする。「コース」とは、例えば、普通科を標準コースと特進コースに分けるなどのように各校が独自に行つ

ている分類を示している。

- 5) 高等学校学習指導要領第2章第9節家庭第3款各科目にわたる指導計画の作成と内容の取り扱いによると「家庭に関する科目に担当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に担当すること」となっている。
- 6) 家庭一般に加え新たに生活技術・生活一般が設けられたことに伴い、これらの科目（4単位以上7単位以下）を履修するために必要な教育施設として、食物実習室、被服実習室、家庭総合実習室が示され、その施設基準が「高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験・実習施設・設備について（通知）」（平成3年3月）で示された。
- 7) 産業教育振興法施行令には公立学校及び私立学校に関する国の負担及び補助に関する基準が示されている。なお高等専修学校は学校教育法の第一条学校に該当しないのでこの対象にはならない。
- 8) 私立中高一貫コース（特進コース）には、中学校で履修すべき科目を履修させなかったり、減じて英語、数学に振り替えている学校がある。